

制度の効果的な活用を推進します。

行政における臨時的業務については、臨時的任用職員を雇用して行なうてきましたが、組織機構の見直しを図る中で、臨時的任用職員の見直しに努めます。

4 事務事業の見直し

社会経済情勢の変化に対応した効果的・効率的な行政を実現するため、事務・事業の見直しを行い、必要性に応じ、廃止・縮小・民営化・民間委託を進めることにより、組織・業務の減量・効率化に努めます。

計画的な事業の進行管理に向けて、政策・施策・事業の数値目標に対する達成状況や事業効果・効率を評価する第三者による審議機関の設置を図り、政策・事業評価制度の導入を進め、「計画・実施・検証・改善」の実行管理を行います。

また、事業の総合調整機能を強化し、各課の連携強化による事業の相乗効果の追及、類似事業・重複事業

の整理などにより事業効果を高めめます。

報償費と補助金については既に削減を行っており、今後は必要性、費用対効果、経費負担のあり方などについて検証し、継続・見直し・休止・廃止などにより抜本的な整理合理化を図ります。水道料金、下水道使用料、公営住宅使用料、職員住宅貸付料などの公共料金については、現在まで受益者負担の原則に基づき見直しを行っていますが、今後も行政サービスのコストを明確にし、受益と負担の公平性に十分配慮し、住民の理解を得ながら適正な料金設定と定期的な見直しを行います。

庁用自動車の管理台数と管理経費は減少傾向にありませんが、より一層の抑制に努めるため、職員の家用自動車の使用の確保を図り、庁用車の減車と維持管理費の削減に努めます。

行政事務に使用する事務用消耗品については、一元管理を図るとともに、複写機

などの台数を削減し事務費の経費削減に努めます。

公共工事については、地域の実情などを勘案し、国における「公共工事のコスト縮減対策に関する新行動指針」を参考とし、積極的なコスト構造の改革に取り組みとともに、入札・契約に関し情報の公開をはじめとするさらなる適正化に資する取り組みを進めます。

広域での事務事業の実施は、町が単独で行うより効率的であり、広域市町村圏を一つの区域として捉え、従前の共同処理に加え保健、医療、福祉など可能な分野の事務の共同処理を検討します。

5 民間委託の推進

民間企業などへの委託は、その事業の効率性を考え、従前より管理業務などについて行われていますが、今後もその効果を検討し、積極的に委託を行います。

特に、公の施設の管理については、町が直接管理する場



ら「指定管理者制度」への切り替えを実施します。

委託料と使用料については、既に削減を実施してきており、今後については継続・見直し・休止・廃止などの検討を行うとともに、委託内容の見直しを進め経費の削減を図ります。

第三セクターについては、公益性と採算性の両面を追求する中で、公共施設の有効利用により地域の振興、産業の振興、雇用の創出を図るべく町政施策の下で事業を展開し、まちづくりの上で大きな役割を果たしてきましたが、ここ数年は大変厳しい状況となっており、第三セクターのあり方について十分な検討を進めます。地域の集会所については、地域での管理運営が望ましい姿であることから、地域住民による効率的な管理運営について検討します。

「公の施設」の管理については、地方自治法の改正により議会の議決を経て指定される「指定管理者」に管理を委託（代行）すること

が可能となったことから、施設を一元的に管理することによって効果的・効率的な運営管理と、行政コストの削減と合わせてサービスの向上を図られることから「指定管理者制度」の導入を検討します。

6 電子自治体の推進

通信技術を利用した「電子自治体」は、時間や距離の制約を排することが可能となりますが、この通信技術を用いた仕組が住民サービスに寄与するのか、費用対効果などを十分に検討し、情報セキュリティの確保に留意しながら、その取り組みを進めます。

OA化されている既存事務の見直しをするとともに、事務処理の迅速化と省力化を図るため、今後も事務のOA化を更に進め事務改革に努めます。

7 町有地の有効利用の推進

遊休地については、検討機関と連携を図りながら社会情勢や住民要望を十分把握し、

8 公正の確保と透明性の向上

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、住民などへの説明責任を果たし、議会や住民の監視のもとに、公正の確保と透明性の向上を図ることが一層重要であることから、情報公開条例や行政手続条例の積極的な活用を推進します。

9 健全な財政運営の推進

地方分権時代に即した施策を自主的・主体的に選択し、住民の行政需要に的確に対応するためには、安定した財政基盤の確立が必要となりますので、長期的な見通しを明らかにして総合的・計画的な財政運営に努めます。

地方交付税が予想をはるかに超えた額で削減されている中で、生活環境の整備や地域産業の育成、福祉・教育の充実などが求められて

おり、限られた財源の中で効率的で健全な財政運営が課題であるため、標準的歳出規模を設定し、普通交付税の減少に合わせて削減した額を「目標財政規模」とし、年次的に財政規模を縮小した財政推計の見直しを

行い、より健全な財政運営の推進に努めます。

新行財政改革大綱に基づいて、行財政改革の実施計画を毎年度作成・見直しを行い、計画的な推進を図り、その結果を住民に公表します。

目標財政規模 31億円

単位：千円

区分	標準的歳出規模	目標財政規模
人件費	880,000	812,000
物件費	600,000	530,000
維持補修費	72,000	65,000
扶助費	86,000	95,000
補助費等	381,000	300,000
一部事務組合	210,000	163,000
その他	171,000	137,000
普通建設事業費	800,000	600,000
補助事業費	500,000	450,000
単独事業費	300,000	150,000
災害復旧事業費		
公債費	880,000	408,000
積立金		
投資及び出資金		
貸付金	1,000	
繰出金	300,000	290,000
歳出合計	4,000,000	3,100,000

目標

22%

目標財政規模の設定
本町の標準的歳出規模を普通交付税の減少に合わせて削減した額を「目標財政規模」と設定し、その額を目指して年次的に財政規模を縮小して、財政の健全化を推進する。
(目標財政年度平成32年度)